

## <景観形成方針>

### ① 鈴鹿山脈及び山麓

市内のどこからでも望める鈴鹿山脈の景観は本市の重要な財産であり、山麓の茶畑などの景観を含め、自然的景観の保全を進めます。

- ・ 国定公園として親しまれる鈴鹿山脈の自然景観の保全を図ります。
- ・ 周辺住民等との協働により、椿大神社などの歴史的・文化的景観資源の保全に努めます。
- ・ 山麓部に立地する建築物などは、周辺の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
- ・ 建築物の外観等が周辺の良い景観を著しく損なわないよう誘導します。
- ・ 周辺住民等との協働により、山裾の景観保全活動などを通じて、一帯の自然的景観の保全を図ります。

### ② 丘陵地

茶畑・サツキ畑の個性的な景観の保全を図るとともに、その自然的景観に調和した景観づくりを進めます。

- ・ 特産物の茶・植木の振興や耕作放棄地の再生利用の促進により、農地などがもたらす自然的景観の保全を図ります。
- ・ 茶畑・サツキ畑などに隣接する建築物などは、周辺の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
- ・ 建築物の外観等が周辺の良い景観を著しく損なわないよう誘導します。
- ・ 電柱・鉄塔等の設置が広がりのある畑地の景観をできる限り阻害しないよう誘導します。
- ・ 河川・水路などの公共施設の整備においては、周辺の自然的景観との調和に努めます。
- ・ 周辺住民等との協働により、幹線道路沿いへの花植えなどの景観形成活動を通じて、一帯の自然的景観の保全と育成を図ります。

### ③ 平野部水田地

広がりのある田園景観の保全とともに、その自然的景観に調和した景観づくりを進めます。

- ・ 稲作などの農業振興や耕作放棄地の再生利用の促進を図り、それらのもたらす田園景観の保全に努めます。
- ・ 田園地帯に隣接する建築物などは、周辺の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
- ・ 建築物の外観等が周辺の良い景観を著しく損なわないよう誘導します。
- ・ 電柱・鉄塔等の設置が広がりのある田園景観をできる限り阻害しないよう誘導します。
- ・ 河川・水路などの公共施設の整備においては、周辺の自然的景観との調和に努めます。
- ・ 周辺住民等との協働により、休耕田を活用した花畑づくりなどの景観形成活動を通して、一帯の自然的景観の保全と育成を図ります。

### ④ 里山水田地

水田などの農地と集落、背後の里山林が一体となった田園景観の保全とともに、その自然的景観に調和した景観づくりを進めます。

- ・ 稲作などの農業振興や耕作放棄地の再生利用の促進とともに、周辺住民等との協働のもと、里山林の適正な維持管理や自然とふれあうレクリエーション空間などとしての活用を図り、農地や里山の自然的景観の保全に努めます。
- ・ 水田や里山に隣接する建築物などは、周辺の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
- ・ 建築物の外観等が周辺の良い景観を著しく損なわないよう誘導します。
- ・ 河川・水路などの公共施設の整備においては、周辺の自然的景観との調和に努めます。

＜景観チェックシート＞

注)  : 景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談を計画段階で提出するとき、必ず協議すべき事項

「評価」欄は、自己評価で記入してください。

景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”，やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”，景観形成基準に該当しない場合“—”を記入してください。

景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画	評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容	景観形成基準				
土地の開墾その他の土地の形質の変更						
a)	地形や在来の樹木など、地域本来の自然的景観を尊重し、活かすよう工夫すること。	<b>●地形の尊重</b> ○段造成により地形の改変を抑えた造成計画を行い、できる限り造成量を減らす。	<input type="checkbox"/> 造成に際しては、現在の地形を活かしてできる限り造成量を減らす。			P. 46
		<b>●良好な樹木、水辺などの保全</b> ○行為地内に良好な樹木、水辺などがある場合には、公園緑地に取り込むなど、できる限り既存の資源の保全に努める。 ○樹木をそのまま保存することができない場合には、公園緑地などに移植してシンボルツリーなどとして活用する。	<input type="checkbox"/> 行為地内にある良好な樹木、水辺を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。			P. 46
		<b>●周辺景観と調和した緑化</b> ○法面などの緑化にあたっては、自然的景観の復元に配慮し、できる限り周辺に存在する樹種を使用するとともに、多様な樹種を組み合わせるなど、周辺の景観と調和した緑化に努める。 <b>●法面勾配の緩和</b> ○勾配の急な法面は、周囲に圧迫感を与えるだけでなく、植栽できる樹種が限られるため、できる限り緩やかな勾配とする。	<input type="checkbox"/> 法面は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させた上で、樹木による緑化を施すなど、周辺の景観と調和した修景を行う。ただし、当該法面が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。			P. 47
b)	擁壁は、できる限り目立たないよう配慮した構造とすること。	<b>●擁壁の修景</b> ○景観への影響を和らげるため、緑化ブロックなど景観に配慮した擁壁を使用する。 ○擁壁の前面に植栽帯を確保して緑化する。	<input type="checkbox"/> 擁壁は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させた上で、緑化ブロックなどを使用するとともに、前面に植栽帯を確保するなど、周辺の景観となじませるような修景を行う。ただし、当該擁壁が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。			P. 48
		<b>●長大な擁壁の分割</b> ○やむを得ず長大な擁壁が発生する場合には、擁壁の分割により圧迫感を和らげる。	<input type="checkbox"/> 長大な擁壁は避け、擁壁を分割するなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。			P. 49

景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画	評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
景観上の配慮事項	具体的な配慮の内容	景観形成基準				
土石の採取又は鉦物の掘採						
a)	採取または掘採する場所が目立ちにくいよう、位置や方法を工夫すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●採取、掘採を行う場所の工夫</li> <li>○道路など公共の場所から見えやすいところでの採取や掘採を避ける。</li> <li>○地肌を大規模に露出させないように、採取や掘採する場所を分割する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□採取または掘採する場所が道路などの公共の場所から見えやすいところを避けたり、地肌を大規模に露出させないように場所を分割する。</li> </ul>			P. 50
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺緑化による遮へい</li> <li>○採取や掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽により遮へいする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□採取または掘採する場所が目立ちにくいよう周辺を植栽により遮蔽する。</li> </ul>			P. 50
b)	採取または掘採後は、緑化等により、できる限り速やかに景観の復元を図ること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●速やかな緑化</li> <li>○できる限り早期に景観を復元させるため、採取又は掘採が終了した部分から順次緑化する。</li> </ul>				P. 51
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺景観と調和した緑化</li> <li>○緑化による復元を行う場合は、できる限り周辺に存在する樹種を使用するとともに、多様な樹種を組み合わせるなど、周辺の景観と調和した緑化に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□採取または掘採後、周辺の景観と調和した緑化を図る。</li> </ul>			P. 51
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積						
a)	道路などの公共の場所から目立たないように配慮するとともに、整然とした堆積に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●堆積する位置、規模の工夫</li> <li>○敷地の奥や、建築物などで外部から見えにくい場所に堆積させる。</li> <li>○周辺に対して圧迫感や不快感を与えないよう、高さはできる限り低く抑える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□堆積物は外部から見えにくい場所に堆積させたり、高さを低く抑えるなど、周辺の景観を阻害しないよう配慮する。</li> </ul>			P. 52
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●植栽や塀などによる遮へい</li> <li>○堆積物が外部から見えないう、敷地外周部に植栽や塀などを設置する。</li> <li>○出入口はできる限り少なくする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□堆積物が外部から見えないう、敷地外周部に植栽や塀などを設置する。</li> </ul>			P. 52
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●整然とした堆積</li> <li>○堆積物が外部から見られる場合には、高さや向きを揃えるなど、できる限り整然と集積・貯蔵する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□堆積物が外部から見られる場合は、高さや向きを揃えるなど、できる限り整然と集積・貯蔵する。</li> </ul>			P. 53